

## 平成27年度 2つの給付金のお知らせ

### 臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、平成27年度も引き続き臨時給付金の支給を行います。

平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方は、両方とも申請することができます。



#### 支給対象者

#### 支給額



#### 臨時福祉給付金

- (1) 平成27年1月1日時点で豊島区に住民登録している方。
- (2) 平成27年度分の特別区民税・都民税(均等割)が課税されていない方。ただし、課税されている方の扶養親族になっている場合や、生活保護を受けている場合などは支給の対象外となります。

1人につき  
**6,000円**

※平成27年度は、加算はありません。



#### 子育て世帯臨時特例給付金

- (1) 平成27年5月31日時点で豊島区に住民登録している方。
- (2) 平成27年6月分の児童手当の受給者。  
※特例給付の受給者(平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上)の方は対象になりません。※生活保護を受けている場合も支給対象となります。

対象児童1人につき

**3,000円**

### 支給対象か確認してみましよう

#### 臨時福祉給付金フローチャート

基準日(平成27年1月1日)に生活保護を受けていますか。

はい

基準日に中国残留邦人等に対する支援給付等を受けていますか。

はい

平成27年度の区民税(均等割)が課税されていますか。

はい

平成27年度の区民税が課税されている方の扶養親族等になっていますか。

はい

臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります。

臨時福祉給付金の対象とはなりません

#### 子育て世帯臨時特例給付金フローチャート

平成27年6月分の児童手当の対象となるお子さんはいますか。

いいえ

はい

平成26年の所得は児童手当の所得制限限度額未満ですか。

いいえ

はい

子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる可能性があります。

子育て世帯臨時特例給付金の対象とはなりません


※子育て世帯臨時特例給付金は、生活保護受給者も申請できます。

●平成27年度は2つの給付金の支給対象に該当する場合は、両方を受け取ることができます。その場合、両方の申請が必要となります。●

# 臨時福祉給付金の申請期間

平成27年9月8日(火)～平成28年1月29日(金)

## －申請の流れ－

申請書の送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 9月8日(火)以降、支給対象と思われる方に順次申請書を送付します。</li> </ul> 
申請書の記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お手元に届いた申請書に必要な事項を記入してください。</li> <li>● 本人確認書類等の写しを申請書に添付してください。</li> <li>● 現金での支給は行いませんので必ず金融機関等の記入をお願いします。</li> <li>※同封の記入例を参照してください。</li> </ul>
申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請期間は平成27年9月8日(火)から平成28年1月29日(金)までです。</li> <li>● 返信用封筒で郵送してください。(平成28年1月29日消印有効)</li> <li>※下記窓口への持参も受け付けます。</li> </ul>
区の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出された申請書等を区が審査します。</li> <li>● 押印漏れや添付書類が不足しているなどの場合は、「不備通知書」を送付しますので、再度提出してください。</li> </ul>
審査結果の通知送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支給が決定した方へ「支給決定通知書」、不支給となった場合は「不支給決定通知書」を送付します。</li> </ul>
給付金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定された口座に給付金を振り込みます。</li> <li>※給付金の支給は、10月から順次行います。</li> </ul>

# 子育て世帯臨時特例給付金

## 子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

現在、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を受け付けています。対象と思われる方には「児童手当・特例給付現況届兼子育て世帯臨時特例給付金申請書」または「子育て世帯臨時特例給付金申請書」を6月初旬より随時送付しています。再度郵便物を確認のうえ、まだ申請していない方は早めの手続きをお願いします。

詳細のお問い合わせ及び、申請書が届いていない方でも給付金に該当していると思われる場合は、臨時給付金専用ダイヤルにお電話ください。

※給付金の支給は、10月から順次行います。



## 公務員の方は

公務員の方は所属庁から交付される子育て世帯臨時特例給付金の申請書を申請期限内に提出してください。

### 申請書の郵送先

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号  
豊島区子育て世帯臨時特例給付金担当行

## ● 申請期限

平成27年12月1日(火) ※消印有効

期限までに申請をしなかった場合は、給付金を支給することができませんので、ご注意ください。

※臨時福祉給付金の申請期間と異なりますのでご注意ください。

## ■ 受付・相談センターを開設します

9月7日(月)から給付金に関することや申請書の記入方法などについての相談窓口を開設します。また、申請書類の提出も受け付けます。  
開設時間：土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分  
●受付・相談センターのご利用は、平成28年1月29日(金)まで

豊島区役所 **旧本庁舎** 1階(東池袋1-18-1)

※新庁舎ではありませんのでご注意ください。

## ■ コールセンターを開設しています

臨時給付金専用ダイヤル：☎ **6890-9249**

●(土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後6時30分) コールセンターのご利用は、平成28年2月29日(月)まで

